

「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」
等の一部改正新旧対照表等

目次

(ページ)

・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	1
・ 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	2
・ 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	3
・ 新株引受権証書確約書の一部改正新旧対照表	4
・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	5
・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	7
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	12
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表	13
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表	17
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	22
・ 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	25

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧
対照表

新	旧
<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第 5 条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合 (投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当する場合を除く。) には、直ちに当取引所に通知するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>(9) <u>株式に係る基準日の設定</u></p> <p>(10) ~ (13) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。</p>	<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第 5 条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合 (投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当する場合を除く。) には、直ちに当取引所に通知するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>(9) <u>株式の名義書換の臨時停止</u></p> <p>(10) ~ (13) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(セントレックスへの上場審査基準)</p> <p>第6条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 売上高 有価証券上場規程第3条第2項第<u>8</u>号aに規定する事業の売上高が上場申請日の前日までに計上されていること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。</p>	<p>(セントレックスへの上場審査基準)</p> <p>第6条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 売上高 有価証券上場規程第3条第2項第<u>10</u>号aに規定する事業の売上高が上場申請日の前日までに計上されていること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(配当落等の期日)</p> <p>第17条 規程第25条第 1 項に規定する配当落又は権利落とする期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 当日取引 次に定める日 (以下「権利確定日」という。) の翌日 配当若しくは新株引受権その他の権利を受ける者又は株主総会において株主として議決権を行使する者を確定するための基準日</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年10月 1 日から施行する。</p>	<p>(配当落等の期日)</p> <p>第17条 規程第25条第 1 項に規定する配当落又は権利落とする期日は、次の各号に定める日とする。</p> <p>(1) 当日取引 次に定める日 (以下「権利確定日」という。) の翌日 配当若しくは新株引受権その他の権利を受ける者又は株主総会において株主として議決権を行使する者を確定するための基準日又は株主名簿閉鎖開始日の前日</p> <p>(2) (略)</p>

新株引受権証書確約書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">新株引受権証書確約書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: center;">本店所在地 会社名 印 代表者の役職氏名 印 (コード番号 名証第 部)</p> <p>本会社は、平成 年 月 日発行の新株式に係る新株引受権証書の上場に関して、次の各項に掲げる事項を、貴取引所に対し確約します。</p> <p>1 . ~ 5 . (略)</p> <p>6 . 本会社は、貴取引所における売買の決済に支障をきたさないよう株券を<u>払込期日以後</u>遅滞なく発行します。</p> <p>7 . ・ 8 . (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">新株引受権証書確約書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: center;">本店所在地 会社名 印 代表者の役職氏名 印 (コード番号 名証第 部)</p> <p>本会社は、平成 年 月 日発行の新株式に係る新株引受権証書の上場に関して、次の各項に掲げる事項を、貴取引所に対し確約します。</p> <p>1 . ~ 5 . (略)</p> <p>6 . 本会社は、貴取引所における売買の決済に支障をきたさないよう株券を<u>払込期日以後</u>遅滞なく発行します。</p> <p>7 . ・ 8 . (略)</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第9号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～i（略）</p> <p>j 当取引所所定の「株式の分布状況表」</p> <p>この場合において、商法の規定により基準日を設けたとき（保振法第31条第1項第3号の規定に基づき保管振替機関が実質株主の通知を行った場合を含む。）は、当該基準日（営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日（商法第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合には、営業年度ごとの当該日）を含む。以下「基準日等」という。）における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。</p> <p>k～o（略）</p> <p>(4)（略）</p>	<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第9号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～i（略）</p> <p>j 当取引所所定の「株式の分布状況表」</p> <p>この場合において、商法の規定により<u>株主名簿の閉鎖を行ったとき又は基準日</u>を設けたとき（保振法第31条第1項第3号の規定に基づき保管振替機関が実質株主の通知を行った場合を含む。）は、当該<u>株主名簿の閉鎖時又は基準日</u>（営業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日（商法第293条の5第1項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合には、営業年度ごとの当該日）を含む。以下「<u>株主名簿の閉鎖時又は基準日</u>」という。）における株主が所有する株式の数又は株主の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。</p> <p>k～o（略）</p> <p>(4)（略）</p>
<p>13 第10条（新株券等の上場）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 新株引受権証書については、(1)及び(2)に定めるほか、その発行方法等が次のaからcまでに掲げる要件に適合する場合に上場するものとし、その上場期間は、当該新株引受権の目的である株式の申込期間満了の日前の日であって、当取引所が定める日までとする。</p> <p>a・b（略）</p> <p>c 当取引所における売買の決済に支障をきたさないよう、株券を、<u>払込期日以後</u>遅滞なく発行する</p>	<p>13 第10条（新株券等の上場）</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 新株引受権証書については、(1)及び(2)に定めるほか、その発行方法等が次のaからcまでに掲げる要件に適合する場合に上場するものとし、その上場期間は、当該新株引受権の目的である株式の申込期間満了の日前の日であって、当取引所が定める日までとする。</p> <p>a・b（略）</p> <p>c 当取引所における売買の決済に支障をきたさないよう、株券を、<u>払込期日後</u>遅滞なく発行するこ</p>

こと。

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

と。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) 少数特定者持株数及び株主数については、最近の基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)における株主が所有する株式の数又は株主の数(以下次のbまでにおいて「株主等の状況」という。)に基づき算定するものとする。この場合において、新規上場申請者が当該基準日等における株主等の状況を把握するに至っていないときは、それ以前の株主等の状況を把握している最近の基準日等における株主等の状況に基づき算定するものとする。</p> <p>(f) 前(e)の規定にかかわらず、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合において、組織変更後最初の基準日等における株主等の状況を把握するまでの間は、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当てに係る株主等の状況に基づき算定するものとする。</p> <p>b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした基準日等((f)の場合にあっては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日。以下この(2)において「最近の基準日等」という。)後に上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。</p>	<p>2 第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) 少数特定者持株数及び株主数については、最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主が所有する株式の数又は株主の数(以下次のbまでにおいて「株主等の状況」という。)に基づき算定するものとする。この場合において、新規上場申請者が当該株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況を把握するに至っていないときは、それ以前の株主等の状況を把握している最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況に基づき算定するものとする。</p> <p>(f) 前(e)の規定にかかわらず、相互会社から株式会社への組織変更を行う場合において、組織変更後最初の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況を把握するまでの間は、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当てに係る株主等の状況に基づき算定するものとする。</p> <p>b 新規上場申請者が、前aの(e)又は(f)の規定により少数特定者持株数及び株主数の算定の基礎とした株主名簿の閉鎖時又は基準日((f)の場合にあっては、組織変更に伴う相互会社の社員に対する株式の割当ての基準となる日。以下この(2)において「最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日」という。)後に上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は上場のための数量制限付分売を行う場合は、次の取扱いによるものとし、当該取扱いに定める「公募又は売出予定書」又は「数量制限付分売予定書」に記載される株式の分布状況に基づき少数特定者持株数及び株主数を算定するものとする。</p>

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ 新規上場申請者及び当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社である当取引所の取引参加者（以下「元引受取引参加者」という。）は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する証券会社又は外国証券会社である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。（以下この取扱いにおいて同じ。）

ロ～二（略）

(b) 上場のための数量制限付分売を行う場合

イ 新規上場申請者及び上場のための数量制限付分売を行う証券会社又は外国証券会社である当取引所の取引参加者（以下「立会外分売取扱取引参加者」という。）は、当該上場のための数量制限付分売の内容及び手続並びに最近の基準日等における株主等の状況を記載した当取引所所定の「数量制限付分売予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「数量制限付分売予定書」を提出するものとする。

ロ・八（略）

(c)（略）

c 新規上場申請者が、自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合は、a及び前bの規定に基づき算定した株主数から当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は、次の

る。

(a) 公募又は売出しを行う場合

イ 新規上場申請者及び当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結する証券会社又は外国証券会社である当取引所の取引参加者（以下「元引受取引参加者」という。）は、公募又は売出しの内容及び手続並びに最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況を記載した当取引所所定の「公募又は売出予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「公募又は売出予定書」を提出するものとする。ただし、当取引所の取引参加者が当該公募又は売出しに関し元引受契約を締結しない場合においては、当該公募又は売出しに関し募集又は売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結する証券会社又は外国証券会社である当取引所の取引参加者を元引受取引参加者とみなしてこの規定を適用する。（以下この取扱いにおいて同じ。）

ロ～二（略）

(b) 上場のための数量制限付分売を行う場合

イ 新規上場申請者及び上場のための数量制限付分売を行う証券会社又は外国証券会社である当取引所の取引参加者（以下「立会外分売取扱取引参加者」という。）は、当該上場のための数量制限付分売の内容及び手続並びに最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主等の状況を記載した当取引所所定の「数量制限付分売予定書」を提出するものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「数量制限付分売予定書」を提出するものとする。

ロ・八（略）

(c)（略）

c 新規上場申請者が、自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合は、a及び前bの規定に基づき算定した株主数から当該自己株券を買い付けることにより減少する株主数を減じるものとする。この場合において減少する株主数は、次の

新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者

公開買付け（新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、当該公開買付けに応じて株券の売付けをした人数が記載された書面を提出した場合の公開買付けに限る。以下このcにおいて同じ。）に応じて株券の売付けをしたことにより減少したと認められる人数及び当該基準日等の後に買い付けた自己株券に係る株式数（当該公開買付けにより買い付けた株式数を除く。以下このcにおいて「当該買付株式数」という。）について新規上場申請者が当取引所に提出した「株式の分布状況表」の所有数別状況における株式の状況の区分に記載される所有株式数に基づき、次のイ又はロにより算出した人数の合計人数

イ・ロ（略）

(b)（略）

d 国内の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の基準日等の後に株券の公募若しくは売出し又は国内の証券取引所の規則により定める立会外分売（50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。）を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事取引参加者が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果についてbの(a)八、(b)八又は(c)の規定に基づき新規上場申請者、元引受取引参加者又は立会外分売取扱取引参加者が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うことができるものとする。

(a) 少数特定者持株数については、新規上場申請者が当取引所に提出した「株式の分布状況表」に記載された株式数に、当該公募若しくは売出

新規上場申請者の区分に従い、当該区分に定める人数とする。

(a) 国内の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者

公開買付け（新規上場申請者が最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日後に公開買付けを行った場合であって、当該公開買付けに応じて株券の売付けをした人数が記載された書面を提出した場合の公開買付けに限る。以下このcにおいて同じ。）に応じて株券の売付けをしたことにより減少したと認められる人数及び当該株主名簿の閉鎖時又は基準日後に買い付けた自己株券に係る株式数（当該公開買付けにより買い付けた株式数を除く。以下このcにおいて「当該買付株式数」という。）について新規上場申請者が当取引所に提出した「株式の分布状況表」の所有数別状況における株式の状況の区分に記載される所有株式数に基づき、次のイ又はロにより算出した人数の合計人数

イ・ロ（略）

(b)（略）

d 国内の証券取引所に上場されている株券又は日本証券業協会に登録されている株券の発行者である新規上場申請者が最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日後に株券の公募若しくは売出し又は国内の証券取引所の規則により定める立会外分売（50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。）を行った場合であって、新規上場申請者及び幹事取引参加者が、当該公募若しくは売出しの内容又は立会外分売の結果についてbの(a)八、(b)八又は(c)の規定に基づき新規上場申請者、元引受取引参加者又は立会外分売取扱取引参加者が提出することとされている書面と同種の書面を提出したときは、第2号に規定する株式の分布状況は、次の(a)及び(b)に定めるところにより取り扱うことができるものとする。

(a) 少数特定者持株数については、新規上場申請者が当取引所に提出した「株式の分布状況表」に記載された株式数に、当該公募若しくは売出

し又は立会外分売により増減した株式数を加減した株式数に基づき算出した少数特定者持株数を最近の基準日等における少数特定者持株数とみなすものとする。

(b) 株主数については、新規上場申請者が当取引所に提出した「株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は立会外分売に係る株主数（当該立会外分売については、当取引所が認めた人数）を加算した株主数を最近の基準日等における株主数とみなすものとする。

e (略)

(3)～(11) (略)

4 第5条（セントレックスへの上場審査）関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a～c (略)

d 新規上場申請者が親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。ただし、(c)においては、新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を保有している会社（新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。）をいう。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかかな場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影

し又は立会外分売により増減した株式数を加減した株式数に基づき算出した少数特定者持株数を最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日における少数特定者持株数とみなすものとする。

(b) 株主数については、新規上場申請者が当取引所に提出した「株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は立会外分売に係る株主数（当該立会外分売については、当取引所が認めた人数）を加算した株主数を最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日における株主数とみなすものとする。

e (略)

(3)～(11) (略)

4 第5条（セントレックスへの上場審査）関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a～c (略)

d 新規上場申請者が親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。ただし、(c)においては、新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を保有している会社（新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。）をいう。）を有している場合（上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。）には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかかな場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 新規上場申請者の親会社（前イに適合す

響を与える親会社（前イに適合する親会社を除く。）に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項について当該親会社が同意することについて書面により確約すること。

(イ)～(ハ)（略）

e（略）

(2)（略）

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

る親会社を除く。）が継続開示会社であつて、かつ、新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える当該親会社に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項について当該親会社が同意することについて書面により確約すること。

(イ)～(ハ)（略）

e（略）

(2)（略）

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>5 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a～j（略）</p> <p>k 第9号に掲げる事項 基準日に関する日程表 当該期日の2週間前</p> <p>l～n（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) 第13号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>a～d（略）</p> <p>e <u>基準日の設定</u>の中止</p> <p>f～k（略）</p> <p>(6)～(7)（略）</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。</p>	<p>5 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a～j（略）</p> <p>k 第9号に掲げる事項 <u>臨時名簿閉鎖期間又は基準日に関する日程表</u> 当該期間の初日又は期日の2週間前</p> <p>l～n（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>(5) 第13号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>a～d（略）</p> <p>e <u>株主名簿の閉鎖</u>の中止</p> <p>f～k（略）</p> <p>(6)～(7)（略）</p>

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 第3項の規定を上場市場変更申請に係る株券に適用する場合には、次のa及びbに適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a 上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日）において第3条第1号及び第2号に適合していること。この場合において、2(3)e中「<u>新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、</u>」とあるのは「上場会社が直前事業年度の末日等の後4か月以内に公開買付けを行った場合であって、当該期間内に」と、「<u>当該基準日等の後</u>」とあるのは「当該期間内」と読み替える。」とあるのは「<u>新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、</u>」とあるのは「上場会社が直前事業年度の末日等の後に公開買付けを行った場合であって、」と、「<u>当該基準日等の後</u>」とあるのは「直前事業年度の末日等の後」と読み替える。」と、2(3)h中「4か月以内に公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った」とあるのは「<u>公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行った、又は上場市場の変更の時までに公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行う</u>」と、「<u>当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面</u>」とあるのは「株券上場審査基準の取扱い2(2)bに規定する「<u>公募又は売出予定書</u>」若しくは「<u>数量制限付分売予定書</u>」又は同取扱い2(2)eに規定する書面」と読み替えるものとする。</p>	<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 第3項の規定を上場市場変更申請に係る株券に適用する場合には、次のa及びbに適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a 上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日）において第3条第1号及び第2号に適合していること。この場合において、2(3)e中「<u>新規上場申請者が最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日後に公開買付けを行った場合であって、</u>」とあるのは「上場会社が直前事業年度の末日等の後4か月以内に公開買付けを行った場合であって、当該期間内に」と、「<u>当該株主名簿の閉鎖時又は基準日後</u>」とあるのは「当該期間内」と読み替える。」とあるのは「<u>新規上場申請者が最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日後に公開買付けを行った場合であって、</u>」とあるのは「上場会社が直前事業年度の末日等の後に公開買付けを行った場合であって、」と、「<u>当該株主名簿の閉鎖時又は基準日後</u>」とあるのは「直前事業年度の末日等の後」と読み替える。」と、2(3)h中「4か月以内に公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った」とあるのは「<u>公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行った、又は上場市場の変更の時までに公募若しくは売出し若しくは数量制限付分売を行う</u>」と、「<u>当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面</u>」とあるのは「株券上場審査基準の取扱い2(2)bに規定する「<u>公募又は売出予定書</u>」若しくは「<u>数量制限付分売予定書</u>」又は同取扱い2(2)eに規定する書面」と読み替えるものとする。</p>

b 第3条第3号、第4号及び第8号の規定に適合していること。この場合において、第3号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日）を含む月の末日からさかのぼるものとし、2(5)中「第4条第1項第2号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日目の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(5)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）及び月末上場時価総額（第4条第1項第2号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が40億円以上であること」とあるのは「1(7)bの(a)の規定に準じて算定した額が40億円以上であること」と読み替えるものとし、第8号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。

(6)～(12)（略）

2 第3条（指定基準）関係

(1)・(2)（略）

(3) 株式の分布状況

a～d（略）

e 株券上場審査基準の取扱い2(2)c（株主数の算定の取扱い）の規定は、上場会社が自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合に、第2

b 第3条第3号、第4号及び第8号の規定に適合していること。この場合において、第3号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日（上場市場の変更の日が上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日を含む月の翌月の初日から起算して9か月目の日以後となる場合は、上場市場の変更申請日の属する事業年度に係る中間会計期間の末日）を含む月の末日からさかのぼるものとし、2(5)中「第4条第1項第2号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日又は株主名簿閉鎖開始日の前日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日目の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(5)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）及び月末上場時価総額（第4条第1項第2号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格（当該最終価格がないときは、直近の最終価格）に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が40億円以上であること」とあるのは「1(7)bの(a)の規定に準じて算定した額が40億円以上であること」と読み替えるものとし、第8号における「最近」の起算は、上場市場の変更申請日の直前事業年度の末日からさかのぼるものとする。

(6)～(12)（略）

2 第3条（指定基準）関係

(1)・(2)（略）

(3) 株式の分布状況

a～d（略）

e 株券上場審査基準の取扱い2(2)c（株主数の算定の取扱い）の規定は、上場会社が自己株式取得決議に基づき自己株券を買い付けた場合に、第2

号 b に規定する株主数の算定について準用する。
この場合において、同取扱い 2 (2) c の(a)中「新規上場申請者が最近の基準日等の後に公開買付けを行った場合であって、」とあるのは「上場会社が直前事業年度の末日等の後 4 か月以内に公開買付けを行った場合であって、当該期間内に」と、「当該基準日等の後」とあるのは「当該期間内」と読み替える。

f ~ h (略)

(4) (略)

(5) 上場時価総額

第 4 号に規定する「上場時価総額が40億円以上であること」とは、第 4 条第 1 項第 2 号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(5)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）及び月末上場時価総額（第 4 条第 1 項第 2 号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が40億円以上であることをいうものとする。

(6) ~ (10) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債

号 b に規定する株主数の算定について準用する。
この場合において、同取扱い 2 (2) c の(a)中「新規上場申請者が最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日後に公開買付けを行った場合であって、」とあるのは「上場会社が直前事業年度の末日等の後 4 か月以内に公開買付けを行った場合であって、当該期間内に」と、「当該株主名簿の閉鎖時又は基準日後」とあるのは「当該期間内」と読み替える。

f ~ h (略)

(4) (略)

(5) 上場時価総額

第 4 号に規定する「上場時価総額が40億円以上であること」とは、第 4 条第 1 項第 2 号に定める月の末日を含む月の月間平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日又は株主名簿閉鎖開始日の前日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(5)において同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。）及び月末上場時価総額（第 4 条第 1 項第 2 号に定める月の末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が40億円以上であることをいうものとする。

(6) ~ (10) (略)

等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの
一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(指定替え基準)関係</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)株式の分布状況</p> <p>a～e(略)</p> <p>f 株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(d)(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)の後2か月以内に、株主等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号に規定する株主数の算定について準用する。</p> <p>g 第2号に規定する「株主数」を算定するに当たっては、信託業務を営む銀行の名義の株式のうち委託者指図型投資信託又は特定金銭信託に組み入れられている株式がある場合において、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等の後2か月以内に、当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託者等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該委託者を当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。</p> <p>h 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、第2号に定める人数に達したものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) 基準日等現在における株主数が第2号に定める人数以上となったと認められるとき。</p> <p>(b) 株式の公募又は売出し(以下「株式の公募等」という。)を行った場合又は数量制限付分</p>	<p>1 第2条(指定替え基準)関係</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2)株式の分布状況</p> <p>a～e(略)</p> <p>f 株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(d)(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は株主名簿の閉鎖時又は基準日後2か月以内に、株主等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号に規定する株主数の算定について準用する。</p> <p>g 第2号に規定する「株主数」を算定するに当たっては、信託業務を営む銀行の名義の株式のうち委託者指図型投資信託又は特定金銭信託に組み入れられている株式がある場合において、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は株主名簿の閉鎖時又は基準日後2か月以内に、当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託者等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該委託者を当該委託者指図型投資信託又は特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。</p> <p>h 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、第2号に定める人数に達したものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) 株主名簿の閉鎖時又は基準日現在における株主数が第2号に定める人数以上となったと認められるとき。</p> <p>(b) 株式の公募又は売出し(以下「株式の公募等」という。)を行った場合又は数量制限付分</p>

売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売を行った後の株主数が第2号に定める人数以上となったことが明らかに認められるとき。

(注) 「明らかに認められるとき」とは、当該株式の公募等又は数量制限付分売の直近の決算期又は基準日等(以下「直近の決算期等」という。)における株主数に、当該株式の公募等又は数量制限付分売に係る株主数(数量制限付分売については、当取引所が認めた人数。以下同じ。)を加算した人数が、第2号に定める人数の150%以上となった場合をいう。

この場合における株主数の算定については、直近の決算期等から当該株式の公募等又は数量制限付分売までの間に、株式の公募等又は数量制限付分売を行っているときには、その株式の公募等又は数量制限付分売に係る株主数についても加算することができる。

i・j(略)

k 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、株式分割(同時に1単元の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下このkにおいて同じ。)をした場合には、決議の日における株主数(最近の基準日等の株主数をいう。ただし、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主(単元株制度を採用しない場合には、端株原簿のみに記載のある端株主)のうち、当該株式分割により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主(単元株制度を採用しない場合には、株主)となるべき者の数を加えた人数をいう。)が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時(審

売を行った場合であって、当該株式の公募等又は数量制限付分売を行った後の株主数が第2号に定める人数以上となったことが明らかに認められるとき。

(注) 「明らかに認められるとき」とは、当該株式の公募等又は数量制限付分売の直近の決算期、株主名簿の閉鎖時又は基準日(以下「直近の決算期等」という。)における株主数に、当該株式の公募等又は数量制限付分売に係る株主数(数量制限付分売については、当取引所が認めた人数。以下同じ。)を加算した人数が、第2号に定める人数の150%以上となった場合をいう。

この場合における株主数の算定については、直近の決算期等から当該株式の公募等又は数量制限付分売までの間に、株式の公募等又は数量制限付分売を行っているときには、その株式の公募等又は数量制限付分売に係る株主数についても加算することができる。

i・j(略)

k 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、株式分割(同時に1単元の株式の数の多い数への変更を行っている場合には、実質的に株式分割が行われたと認められるものに限る。)を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。以下このkにおいて同じ。)をした場合には、決議の日における株主数(最近の株主名簿の閉鎖時又は基準日(以下「基準日等」という。))の株主数をいう。ただし、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主(単元株制度を採用しない場合には、端株原簿のみに記載のある端株主)のうち、当該株式分割により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主(単元株制度を採用しない場合には、株主)となるべき者の数を加えた人数をいう。)が、同

査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が同号の区分に定める人数に達したものととして取り扱うものとする。この場合において決議の日における上場株式数(猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日の上場株式数を、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の上場株式数を当該株式分割の分割比率で除したものをいう。)を同号の上場株式数と、決議の日における投資単位(当該決議の日の前日の最終価格に分割比率を乗じたものをもとに算出した1単位当たりの価格をいう。)を同号の投資単位とみなすものとする。

- 1 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、1単元の株式の数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下この1において同じ。)をした場合には、決議の日における株主数(最近の基準日等の株主数をいう。ただし、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該1単元の株式の数の変更により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数をいう。)が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時(審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が同号の区分に定める人数に達したものととして取り扱うものとする。この場合において、決議の日における上場株式数(猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日の上場株式数について、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終

号に定める人数に達している場合には、決議の時(審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が同号の区分に定める人数に達したものととして取り扱うものとする。この場合において決議の日における上場株式数(猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日の上場株式数を、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の上場株式数を当該株式分割の分割比率で除したものをいう。)を同号の上場株式数と、決議の日における投資単位(当該決議の日の前日の最終価格に分割比率を乗じたものをもとに算出した1単位当たりの価格をいう。)を同号の投資単位とみなすものとする。

- 1 株主数が第2号に定める人数に満たない銘柄が、猶予期間経過後3か月目の月の末日以前に、1単元の株式の数の少ない数への変更を猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日までに行うことの決議(委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含み、当該変更を行う旨を株主総会に付議する場合には当該株主総会の決議をいう。以下この1において同じ。)をした場合には、決議の日における株主数(基準日等の株主数をいう。ただし、当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときは、当該基準日等の株主数に当該基準日等における単元未満株式のみを所有する株主のうち、当該1単元の株式の数の変更により1単元の株式の数以上の株式を所有する株主となるべき者の数を加えた人数をいう。)が、同号に定める人数に達している場合には、決議の時(審査対象決算期以前に決議した場合には当該審査対象決算期とし、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日とする。)に当該銘柄の株主数が同号の区分に定める人数に達したものととして取り扱うものとする。この場合において、決議の日における上場株式数(猶予期間の最終日以前に決議した場合には当該審査対象決算期の末日の上場株式数について、猶予期間経過後に決議した場合には猶予期間の最終日の上場

日の上場株式数について変更後の1単元の株式数を1単元の株式数とみなして算定した株式数をいう。)を同号の上場株式数と、決議の日における投資単位(当該決議の日の前日の最終価格に変更後の1単元の株式数を乗じたものをもとに算出した1単位当たりの価格をいう。)を同号の投資単位とみなすものとする。

m(略)

(3)(略)

(4) 上場時価総額

a 第4号に規定する「上場時価総額が20億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額(当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。))がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。)に、その日の上場株式数(上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日(以下「権利確定日」という。)の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日)において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(4)において同じ。)を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。)又は月末上場時価総額(毎月末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が20億円に満たない場合をいうものとする。

b・c(略)

(5)・(6)(略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成1

株式数について変更後の1単元の株式数を1単元の株式数とみなして算定した株式数をいう。)を同号の上場株式数と、決議の日における投資単位(当該決議の日の前日の最終価格に変更後の1単元の株式数を乗じたものをもとに算出した1単位当たりの価格をいう。)を同号の投資単位とみなすものとする。

m(略)

(3)(略)

(4) 上場時価総額

a 第4号に規定する「上場時価総額が20億円に満たない場合」とは、月間平均上場時価総額(当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段(呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。))がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。)に、その日の上場株式数(上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日又は株主名簿閉鎖開始日の前日(以下「権利確定日」という。)の3日前の日(権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日)において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下この(4)において同じ。)を乗じて得た額の平均をいう。以下同じ。)又は月末上場時価総額(毎月末日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該末日における上場株式数を乗じて得た額をいう。以下同じ。)が20億円に満たない場合をいうものとする。

b・c(略)

(5)・(6)(略)

6年法律第88号)による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a ~ c (略)</p> <p>d 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、上場株式数の80%以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) <u>基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)</u>現在における少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったと認められるとき。</p> <p>(b) (略)</p> <p>e 第2号aに規定する「少数特定者持株数」を算定するに当たっては、明らかに固定的所有でないと認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式のうち特定金銭信託に組み入れられている信託業務を営む銀行の名義の株式がある場合において、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等の後2か月以内に、当該特定金銭信託の委託者等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該特定金銭信託の委託者を当該特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。</p> <p>f・g (略)</p> <p>h 株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(d)及び上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)g(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内(次のiにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)hに規定する基準日等を設け</p>	<p>1 第2条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a ~ c (略)</p> <p>d 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、上場株式数の80%以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) <u>株主名簿の閉鎖時又は基準日現在における少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったと認められるとき。</u></p> <p>(b) (略)</p> <p>e 第2号aに規定する「少数特定者持株数」を算定するに当たっては、明らかに固定的所有でないと認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式のうち特定金銭信託に組み入れられている信託業務を営む銀行の名義の株式がある場合において、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は<u>株主名簿の閉鎖時又は基準日後2か月以内に</u>、当該特定金銭信託の委託者等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該特定金銭信託の委託者を当該特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。</p> <p>f・g (略)</p> <p>h 株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(d)及び上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)g(株主数の算定の取扱い)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内(次のiにおいて準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)hに規定する<u>株主名簿の閉鎖</u></p>

た場合には、当該基準日等の後2か月以内に、株主又は特定金銭信託の委託者等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号bに規定する株主数の算定について準用する。

i ~ n (略)

(3) ~ (6) (略)

(7) 破産、再生手続、更生手続又は整理

a ~ c (略)

d 第7号後段に規定する「上場時価総額が5億円以上とならないとき」とは、同号後段に規定する1か月間の平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このdにおいて同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。）又は当該1か月間の最終日の上場時価総額（当該最終日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該最終日における上場株式数を乗じて得た額をいう。）が5億円以上でないときをいうものとする。

e (略)

(8) ~ (13) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成1

を行った場合又は基準日を設けた場合には、当該株主名簿の閉鎖時又は基準日後2か月以内に、株主又は特定金銭信託の委託者等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号bに規定する株主数の算定について準用する。

i ~ n (略)

(3) ~ (6) (略)

(7) 破産、再生手続、更生手続又は整理

a ~ c (略)

d 第7号後段に規定する「上場時価総額が5億円以上とならないとき」とは、同号後段に規定する1か月間の平均上場時価総額（当取引所の売買立会における当該株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第12条及び第13条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合は、当取引所がその都度定める価格とする。以下同じ。）に、その日の上場株式数（上場会社が株式分割又は株式併合を行う場合には、当該株式分割又は株式併合に係る権利を受ける者を確定するための基準日又は株主名簿閉鎖開始日の前日（以下「権利確定日」という。）の3日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の4日前の日）において、当該株式分割又は株式併合により増減する株式数を加減するものとする。以下このdにおいて同じ。）を乗じて得た額の平均をいう。）又は当該1か月間の最終日の上場時価総額（当該最終日における当取引所の売買立会における当該株券の最終価格に、当該最終日における上場株式数を乗じて得た額をいう。）が5億円以上でないときをいうものとする。

e (略)

(8) ~ (13) (略)

6年法律第88号)による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3 第5条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) 第5条第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a・b(略)</p> <p>c 株券上場廃止基準の取扱い1(2)e(少数特定者持株数の算定の取扱い)並びに株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(d)及び上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)g(株主数の算定の取扱い)の規定は、<u>上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2(3)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)</u>に、株主又は特定金銭信託の委託者等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号(同号ただし書を除く。)に規定する優先株少数特定者持株数又は優先株株主数の算定について準用する。</p> <p>d(略)</p> <p>e 優先株少数特定者持株数が上場株式数の75%を超えている銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、上場株式数の75%以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) <u>基準日等現在における優先株少数特定者持株数が上場株式数の75%以下となったと認められるとき。</u></p> <p>(b)(略)</p> <p>f~i(略)</p> <p>(2)~(4)(略)</p>	<p>3 第5条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) 第5条第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a・b(略)</p> <p>c 株券上場廃止基準の取扱い1(2)e(少数特定者持株数の算定の取扱い)並びに株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(d)及び上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)g(株主数の算定の取扱い)の規定は、<u>上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内(e において株主名簿の閉鎖を行った場合若しくは基準日を設けた場合又は h において準用する上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)hに規定する株主名簿の閉鎖を行った場合若しくは基準日を設けた場合には、当該株主名簿の閉鎖時又は基準日後2か月以内)</u>に、株主又は特定金銭信託の委託者等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号(同号ただし書を除く。)に規定する優先株少数特定者持株数又は優先株株主数の算定について準用する。</p> <p>d(略)</p> <p>e 優先株少数特定者持株数が上場株式数の75%を超えている銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、上場株式数の75%以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) <u>株主名簿の閉鎖時又は基準日現在における優先株少数特定者持株数が上場株式数の75%以下となったと認められるとき。</u></p> <p>(b)(略)</p> <p>f~i(略)</p> <p>(2)~(4)(略)</p>

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。